### 目 次

選挙管理委員会告示

○議会の解散の請求、知事の解職の請求、

50 号 3 年  $\exists$ (水)

曜

選挙管理委員会告示

# ○条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有 選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。 準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もし 福井県選挙管理委員会告示第59号 くは改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項において 令和3年9月1日 福井県選挙管理委員会

## 12, 7 8

**委員長** 

金井

41

福井県選挙管理委員会告示第60号

○議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を

求のための連署に必要な選挙権を有する者の数

公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請

副知事、

選挙管理委員、監査委員または

委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定に の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしく る法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項 の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用す 条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政 者の数を次のとおり告示する。 よる教育委員会の教育長もしくは委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する は法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第76条第4項、

令和3年9月1日

福井県選挙管理委員会

202 委員長 金井

네

173,

# 福井県選挙管理委員会告示第61号

ける解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。 第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区にお 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第80条第4項において準用する同法第74条

福井県選挙管理委員会 委員長 金井

令和3年9月1日

$\triangle$
兮和
二
年九日
ル月
/ J
日発
行
発行人
<del>+</del>
7
Ĭ
71
八五
八五八〇
_
_
_
福井県福井市大
福井県福井市大手
福井県福井市大
福井県福井市大手
福井県福井市大手
福井県福井市大手
) 福井県福井市大手三丁目十七番一号

9年 日							⇉		ı	学
MI III	田 #	越前市今立郡南	5	Ĭ	Ш	理	小浜市三方郡三方上中郡	賀	#	
共 共 共	世	条共	라	<del>1</del>	<del>1</del>	<del>1</del>	上中郡	<del>1</del>	라	名称連
5,892										称 連署に必要な選挙権を有する者の数